



平成 27 年 11 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社フィックスターズ
代表者名 代表取締役社長 三木 聡
(コード番号：3687 東証マザーズ)
問合せ先 取締役管理本部長 堀 美奈子
(電話番号：03-6420-0751)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 11 月 12 日開催の取締役会において、平成 27 年 12 月 17 日開催予定の第 14 回定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 事業内容の拡大並びに今後の事業展開に備えるため、現行定款第 2 条（目的）に事業目的を追加するものであります。
- (2) 株主総会及び取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、現行定款第 13 条及び第 23 条に定める株主総会及び取締役会の招集権者及び議長を、それぞれ取締役会においてあらかじめ定めた取締役に変更するものであります。
- (3) コーポレート・ガバナンスの充実を機動的に行えるよう、会社法上の制度ではない役付取締役の改廃は取締役会で行うこととし、現行定款第 22 条（代表取締役及び役付取締役）第 3 項の役付取締役に係る規定を削除するものであります。
- (4) 「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）の施行に伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第 30 条（取締役の責任免除）及び第 41 条（監査役の責任免除）の一部を変更するものであります。なお、現行定款第 30 条第 2 項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分となります。)

現行定款	変更案
(目的) 第 2 条 (条文省略) 1. ～ 2. (条文省略) 3. 情報通信機器及び電子機器の研究、 <u>開</u> <u>発及び販売</u> 4. ～ 8. (条文省略)	(目的) 第 2 条 (現行どおり) 1. ～ 2. (現行どおり) 3. 情報通信機器及び電子機器の研究、 <u>開</u> <u>発、製造及び販売</u> 4. ～ 8. (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議によって、取締役会長が招集する。取締役会長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</u></p> <p>2. <u>株主総会においては、取締役会長が議長となる。取締役会長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</u></p>	<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会において定めた取締役がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 22 条 (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. <u>取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、取締役会長 1 名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 22 条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(削除)</p>
<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長が招集し、議長となる。取締役会長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会において定めた取締役がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 30 条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は<u>社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 30 条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く)との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 41 条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は<u>社外</u>監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 41 条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>

3. 日程 (予定)

(1) 定款変更のための定時株主総会開催日	平成 27 年 12 月 17 日 (木)
(2) 定款変更の効力発生日	平成 27 年 12 月 17 日 (木)

以 上